

高齢者虐待防止のための指針

第1条 基本方針

デイサービスセンターやどり木（以下、当施設という）における高齢者虐待防止に関する基本方針として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守し、サービスの提供にあたり身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供するものとします。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、次のとおりとし、これらの発生の防止を図るものとする。

1	身体的虐待	暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与えるまたはその恐れのある行為を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること。
2	介護放棄	意図的、結果的を問わず、提供すべきサービスを放棄または放任し、ご利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
3	心理的虐待	脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、いやがらせ等によりご利用者に精神的な苦痛を与えること。
4	性的虐待	ご利用者に猥褻な行為をすること。またはご利用者に猥褻な行為をさせること。
5	経済的虐待	ご利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止に関する担当その他組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記に掲げる役割を果たすための虐待防止の担当を設置する。

(1) 担当の役割

- ア. 虐待防止のための指針等の整備
- イ. 虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ. 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- エ. 虐待が発生した場合の対応
- オ. 虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

管理者、生活相談員は担当するものとし、その他職種、人数には制限を設けない。

(3) 担当会議の開催頻度と記録

- ア. 担当の会議は年1回開催する。
- イ. 虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- ウ. 会議内容は書面にて記録するものとする。

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ア. 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- イ. 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ウ. 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ア. 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに会議を開催し、客観的な事実確認を行う。
- イ. 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ウ. 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- エ. 虐待が発生した原因と再発防止策を担当会議において討議し、職員等に周知する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ア. 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、重要事項説明書に記載の苦情受付窓口とする。
- イ. 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止の担当者は職員に対し、早期発見に努めるよう促す。

第7条 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法

- ア. 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者および法人に報告する。
- イ. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ウ. 対応の結果は相談者に報告する。

第9条 当指針の閲覧

当指針は契約時に運営規定とともにご利用者ご家族に配布するものとし、施設入口のいつでも閲覧できる場所に設置するものとする。

第10条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、ご利用者ご家族の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は令和6年4月1日より施行する